

2014年5月30日

各位

第一フロンティア生命保険株式会社

新商品

～第一生命グループ～ 第一フロンティア生命
三菱東京UFJ銀行にて販売開始

第一フロンティア生命の一時払終身保険

プライムメッセージ

積立利率変動型定額部分付変額終身保険

第一フロンティア生命保険株式会社(社長:堤 悟、以下「第一フロンティア生命」)は、2014年6月2日より、株式会社三菱東京UFJ銀行(頭取:平野 信行)において、**積立利率変動型定額部分付変額終身保険「プライムメッセージ」**を販売開始いたします。

「プライムメッセージ」の主な特徴

この保険は、一生涯にわたり一時払保険料相当額を上回る死亡保障を確保できる、保険料一時払方式の変額終身保険です。また、保険期間を第1保険期間と第2保険期間に区分します。

【第1保険期間】 特徴1. ご契約当初から一時払保険料を上回る死亡保障を確保します。

- 第1保険期間は、契約日から起算する期間のことで、契約年齢に応じて20年または15年となります。
この期間では、一時払保険料が「定額部分」と「変額部分」に分かれます。
- 一時払保険料に「変額部分」を上乗せした金額を、死亡保障として確保します。

【第1保険期間】 特徴2. 確保された死亡保障がさらにふえる期待が持てます。

- 「変額部分」をふえる期待のある特別勘定で運用します。

【第2保険期間】 特徴3. 市場金利に応じて、より高い死亡保障を確保します。

- 第2保険期間は、第2保険期間移行日(第1保険期間満了日の翌日)から起算して終身となります。
- 移行日に適用される積立利率の水準で基本保険金額が増加します。

※詳細は、次ページのしくみ図をご参照ください。

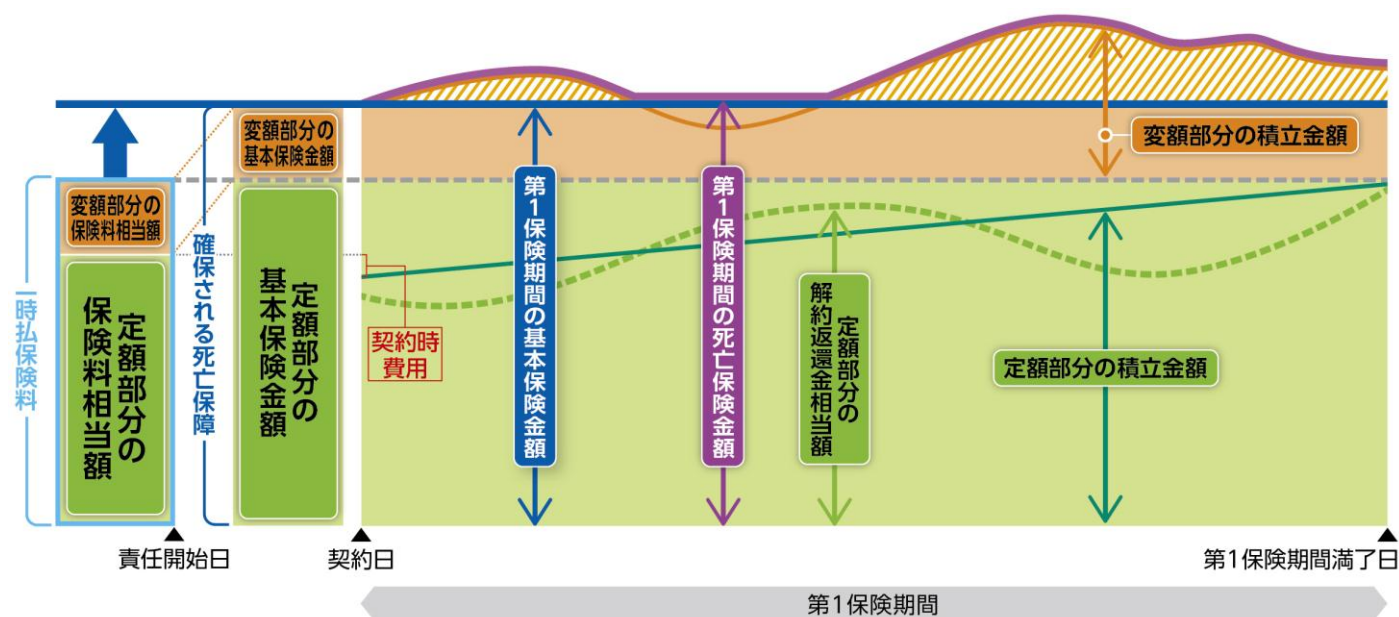
第一フロンティア生命は、今後も第一生命の伝統や理念を受け継ぎつつ、常にフロンティア・スピリット溢れる創造的な生命保険会社として、第一生命グループの総合力を最大限に生かし、お客さまのニーズに対応した商品・サービスをタイムリーに提供してまいります。

※「プライムメッセージ」は、三菱東京UFJ銀行における積立利率変動型定額部分付変額終身保険の販売名称です。

以上

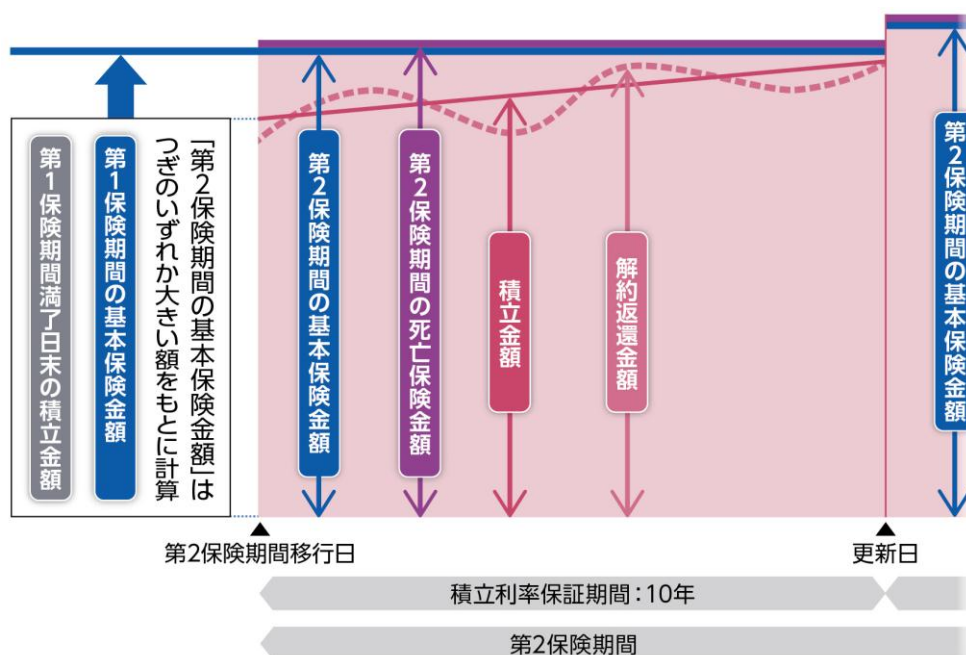
【しくみ図】

■ 第1保険期間のしくみ図(イメージ)



※契約日は、第一フロンティア生命が一時払保険料のうち変額部分の基本保険金額に相当する額を特別勘定に繰り入れる日となります。
「第一フロンティア生命の責任が開始される日から起算して8日後となる日」または「承諾日」のいずれか遅い日末に繰り入れます。
※上記のしくみ図はイメージを表したもので、将来の死亡保険金額、積立金額および解約返還金額などを保証するものではありません。

■ 第2保険期間のしくみ図(イメージ)



※上記のしくみ図はイメージを表したもので、将来の死亡保険金額、積立金額および解約返還金額などを保証するものではありません。

【主なお取扱いについて】

一時払 保険料	最低	200万円 ＊保険料の払込単位は、1万円です。									
	最高	適用される積立利率、年齢および性別による加入上限額があります。 詳しくは、「設計書」をご確認ください。 ＊同一の被保険者について、他に第一フロンティア生命の終身保険に加入されている場合、 基本保険金額は通算して5億円を超えることはできません。									
契約日		第一フロンティア生命が、一時払保険料のうち変額部分の基本保険金額に相当する額を特別勘定に繰り入れる日									
契約年齢 (第1保険期間)		40歳～75歳(第1保険期間20年) 76歳～80歳(第1保険期間15年) ＊契約日における被保険者の満年齢です。 なお、適用される積立利率により、ご契約いただけない年齢・性別があります。									
第2保険期間中の 積立利率保証期間		10年(10年ごとに積立利率を更新します) ただし、積立利率保証期間更新日における被保険者の満年齢が96歳以上となる場合は、その日を最終の更新日として、以後更新せず終身となります。									
付加できる特約		● 定額終身保険移行特約 ● 死亡給付金等の年金払特約									
諸費用		<ご契約時> ご契約の締結の際、定額部分の基本保険金額(一時払保険料と同額)につぎの率を乗じた金額を、「定額部分の保険料相当額」から控除します。									
		<table><tr><td>項目</td><td>被保険者の満年齢</td><td>率</td></tr><tr><td rowspan="2">契約時費用</td><td>40歳～75歳</td><td>5.5%</td></tr><tr><td>76歳～80歳</td><td>3.5%</td></tr></table>	項目	被保険者の満年齢	率	契約時費用	40歳～75歳	5.5%	76歳～80歳	3.5%	
		項目	被保険者の満年齢	率							
		契約時費用	40歳～75歳	5.5%							
			76歳～80歳	3.5%							
<ご契約後> ①第1保険期間中の定額部分および第2保険期間中の費用 積立利率の計算にあたって、死亡保険金の支払いおよびご契約の維持などに必要な費用をあらかじめ差し引いております。第1保険期間中の定額部分の積立金および第2保険期間中の積立金から、死亡保険金の支払いなどに必要な費用を控除します。 ＊上記の費用は、契約年齢、性別、経過期間などによって異なるため、これらの計算方法は表示しておりません。											
②第1保険期間中の変額部分のみにかかる費用											
<table><tr><td>項目</td><td>費用</td><td>時期</td></tr><tr><td>保険契約関係費</td><td>特別勘定の資産総額に対して 年率2.89%</td><td>左記の年率の1／365を 変額部分の積立金から 毎日控除します。</td></tr><tr><td>資産運用関係費※</td><td>信託報酬は、投資信託の 純資産総額に対して 年率0.20%(税抜き)</td><td>左記の年率の1／365を 投資信託の信託財産から 毎日控除します。</td></tr></table>		項目	費用	時期	保険契約関係費	特別勘定の資産総額に対して 年率2.89%	左記の年率の1／365を 変額部分の積立金から 毎日控除します。	資産運用関係費※	信託報酬は、投資信託の 純資産総額に対して 年率0.20%(税抜き)	左記の年率の1／365を 投資信託の信託財産から 毎日控除します。	
項目	費用	時期									
保険契約関係費	特別勘定の資産総額に対して 年率2.89%	左記の年率の1／365を 変額部分の積立金から 毎日控除します。									
資産運用関係費※	信託報酬は、投資信託の 純資産総額に対して 年率0.20%(税抜き)	左記の年率の1／365を 投資信託の信託財産から 毎日控除します。									
※上記の信託報酬のほか、信託事務に関する諸費用、監査費用、有価証券・金融派生商品の取引にかかわる費用および消費税などを間接的に負担していただきます。なお、売買委託先、売買金額などによって手数料率の変動するなどの理由から、これらの計算方法は表示しておりません。記載の信託報酬は2014年5月現在の数値であり、運用会社により将来変更される場合があります。											

諸費用

〔特定のご契約者に負担していただく費用〕

■「定額終身保険移行特約」を付加し、定額の終身保険に移行する場合、移行後基本保険金額は、保険契約の維持などに必要な費用および死亡保険金を支払うための費用を控除する前提で算出されます。

＊上記の費用は、定額移行日の年齢、性別、経過期間などによって異なるため、これらの計算方法は表示しておりません。

■「死亡給付金等の年金払特約」を付加して特約年金をお受け取りになる場合、特約年金受取期間中の毎年の特約年金支払日に、以下の費用を負担していただきます。

項目	費用	時期
保険契約関係費 (年金管理費)※	受取特約年金額に対して 0.35%	年金支払開始日以後、 特約年金支払日に控除します。

※特約年金額は、特約年金支払開始日以後、特約年金の支払いとともに費用を控除する前提で算出されますので、費用が特約年金額から差し引かれるものではありません。また、保険契約関係費(年金管理費)は2014年5月現在の数値であり、将来変更することがありますが、特約年金受取開始時点の保険契約関係費(年金管理費)は、特約年金受取期間を通じて適用されます。

クーリング・オフ

この商品はクーリング・オフ制度の対象です。

【第1保険期間の変額部分の投資リスクについて(損失が生じるおそれ)】

この保険の第1保険期間の変額部分の積立金は、特別勘定で運用・管理されます。特別勘定は、米国および新興国の株式、商品(コモディティ)、米国および豪州の債券などで実質的に運用されるため、株価や債券価格の下落、為替の変動などが基準価額の下落要因となります。基準価額の下落は直接、積立金額、解約返還金額などに反映されるため、積立金額、解約返還金額は一時払保険料相当額を下回ることがあり、損失が生じるおそれがあります。

【解約・減額する場合のリスクについて(損失が生じるおそれ)】

第1保険期間の定額部分や第2保険期間について市場価格調整(※)を行うこと、第1保険期間の変額部分について投資リスクがあること、ご契約の締結に必要な費用を控除することなどの理由により、解約返還金額などが一時払保険料相当額を下回り、損失が生じるおそれがあります。

(※)市場価格調整とは、市場金利の変動に応じた運用資産の価値の変動を解約返還金額に反映させるための手法のことをいいます。

具体的には、解約などの際、ご契約時などより市場金利が上昇した場合は解約返還金額が減少し、逆に低下した場合は解約返還金額が増加することがあります。

この商品は、第一フロンティア生命を引受保険会社とする生命保険であり、預金とは異なります。

このニュースリリースは保険募集を目的としたものではありません。詳細につきましては「契約締結前交付書面(契約概要／注意喚起情報) 兼 商品パンフレット」などをお読みください。

(登)B14F0048(2014.5.27)